



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 沖縄振興特別措置法に基づく保全利用協定の認定の申請（自然保護課）…………… 1
- 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課）…………… 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定（海岸防災課）…………… 4

公 告

- 開発行為に関する工事の完了・9件（南部土木事務所）…………… 6
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立宮古総合実業高等学校）…………… 8

公安委員会事項

- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定…………… 8

人事委員会事項

- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則…………… 10

収用委員会事項

- 公示送達…………… 11

告 示

沖縄県告示第372号

沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第21条第1項の規定により、次のとおり保全利用協定の認定の申請があった。

なお、認定の申請があった保全利用協定を令和8年10月16日から同月30日までの間、沖縄県環境部自然保護課及び国頭村役場環境保全課において縦覧に供する。

令和8年10月16日

沖縄県知事 古 謝 玄 太

- 1 保全利用協定の名称 伊部岳地区保全利用協定
- 2 協定区域 伊部岳登山道オキナワウラジロガシコース
- 3 保全利用協定の対象となる環境保全型自然体験活動の種類 トレッキング
- 4 保全利用協定に参加する者の名称 やんばるエコツーリズム研究所
- 5 その他 この告示に係る保全利用協定に関し、自然環境の保全その他の環境保全型自然体験活動の適正な推進の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間以内に知事に意見書を提出することができる。

沖縄県告示第373号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年10月16日

沖縄県知事 古 謝 玄 太

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	-------	---------------------

[illegible]

	役場において縦覧に供する。)	
喜如嘉(12)	大宜味村字喜如嘉のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
喜如嘉(13)	大宜味村字喜如嘉のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
饒波(5)	大宜味村字饒波及び字喜如嘉のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
田嘉里(5)	大宜味村字田嘉里のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
田嘉里(6)	大宜味村字田嘉里のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
田嘉里(7)	大宜味村字田嘉里のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
田嘉里(8)	大宜味村字田嘉里のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
押川(4)	大宜味村字押川のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
押川(5)	大宜味村字押川のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
屋古(3)	大宜味村字屋古のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
津波(9)	大宜味村字津波のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
津波(10)	大宜味村字津波のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
津波(11)	大宜味村字津波のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
津波(12)	大宜味村字津波のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
津波(13)	大宜味村字津波のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
津波(14)	大宜味村字津波のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

津波(15)	大宜味村字津波のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
津波(16)	大宜味村字津波のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
津波(17)	大宜味村字津波のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
津波(18)	大宜味村字津波のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第374号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和 8 年10月16日

沖縄県知事 古 謝 玄 太

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
根路銘(6)	大宜味村字根路銘のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
根路銘(7)	大宜味村字根路銘のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
根路銘(8)	大宜味村字根路銘のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大宜味(2)	大宜味村字大宜味及び字根路銘のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大宜味(3)	大宜味村字大宜味のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大宜味(4)	大宜味村字大宜味のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大宜味(5)	大宜味村字大宜味及び字根路銘のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大宜味(6)	大宜味村字大宜味のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大宜味(7)	大宜味村字大宜味のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大宜味(8)	大宜味村字大宜味のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大兼久(2)	大宜味村字大兼久のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大兼久(3)	大宜味村字大兼久のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大兼久(4)	大宜味村字大兼久のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

	に示す区域		
大兼久(5)	大宜味村字大兼久のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大兼久(6)	大宜味村字大兼久のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大兼久(7)	大宜味村字大兼久のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大兼久(8)	大宜味村字大兼久のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
喜如嘉(12)	大宜味村字喜如嘉のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
喜如嘉(13)	大宜味村字喜如嘉のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
饒波(5)	大宜味村字饒波及び字喜如嘉のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
田嘉里(5)	大宜味村字田嘉里のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
田嘉里(6)	大宜味村字田嘉里のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
田嘉里(7)	大宜味村字田嘉里のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
田嘉里(8)	大宜味村字田嘉里のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
押川(4)	大宜味村字押川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
押川(5)	大宜味村字押川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
屋古(3)	大宜味村字屋古のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
津波(9)	大宜味村字津波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
津波(10)	大宜味村字津波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
津波(11)	大宜味村字津波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
津波(12)	大宜味村字津波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
津波(13)	大宜味村字津波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
津波(14)	大宜味村字津波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
津波(15)	大宜味村字津波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
津波(16)	大宜味村字津波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

	示す区域		
津波(17)	大宜味村字津波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
津波(18)	大宜味村字津波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。)

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年10月16日

沖縄県南部土木事務所長 川 上 呂 二

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 7 年 9 月 29 日 沖縄県指令南土第491号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字神里神里原153番 2 及び153番のそれぞれの一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字本部468番地 1 レジデンス本部301 金城尚人
- 5 検査済証番号 令和 8 年 7 月 29 日 N第1831号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 7 月 10 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年10月16日

沖縄県南部土木事務所長 川 上 呂 二

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 7 年 1 月 9 日 沖縄県指令南土第12号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字大名久米原350番26及び350番27
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平242番地ラフェリオ303 久場政也、南風原町字宮平242番地ラフェリオ303 久場知津子
- 5 検査済証番号 令和 8 年 8 月 3 日 N第1832号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 7 月 10 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年10月16日

沖縄県南部土木事務所長 川 上 呂 二

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 8 年 3 月 16 日 沖縄県指令南土第99号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平仲瀬原320番 3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 宜野湾市伊佐三丁目 4 番 1 号 株式会社ローソン沖縄 代表取締役 中西淳
- 5 検査済証番号 令和 8 年 8 月 5 日 N第1833号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 7 月 20 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

令和 8 年10月16日

沖縄県南部土木事務所長 川 上 呂 二

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 7 年 6 月12日 沖縄県指令南土第284号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字饒波東原279番 5 及び279番 7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字小禄1436番地 8 プレミアムコート小禄南ヒルズ602 比嘉一盛、那覇市字小禄1436番地 8 プレミアムコート小禄南ヒルズ602 比嘉愛、那覇市字小禄1436番地 8 プレミアムコート小禄南ヒルズ702 比嘉敦、那覇市字小禄1436番地 8 プレミアムコート小禄南ヒルズ702 比嘉睦
- 5 検査済証番号 令和 8 年 8 月12日 N第1834号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 7 月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年10月16日

沖縄県南部土木事務所長 川 上 呂 二

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 7 年10月30日 沖縄県指令南土第531号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字志多伯太田原248番 8 の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平475番地 1 アーバンライフはると301号室 新垣翔、八重瀬町字東風平475番地 1 アーバンライフはると301号室 新垣瑞季
- 5 検査済証番号 令和 8 年 8 月17日 N第1835号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 7 月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年10月16日

沖縄県南部土木事務所長 川 上 呂 二

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 7 年10月30日 沖縄県指令南土第532号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字志多伯太田原248番 9 の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 名護市字為又1219番地111名護第三住宅 1－105号 山口太郎、名護市字為又1219番地111名護第三住宅 1－105号 山口麻衣
- 5 検査済証番号 令和 8 年 8 月17日 N第1836号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 7 月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年10月16日

沖縄県南部土木事務所長 川 上 呂 二

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 7 年 6 月26日 沖縄県指令南土第338号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字世名城野原門原323番 3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 与那原町字与那原3151番地久場ハウス203 仲座悠、与那原町字与那原3151番地久場ハウス203 仲座樹奈
- 5 検査済証番号 令和 8 年 8 月19日 N第1837号

6 工事完了年月日 令和 8 年 7 月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年10月16日

沖縄県南部土木事務所長 川 上 呂 二

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 7 年 3 月 4 日 沖縄県指令南土第115号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平佐真田原394番12及び394番14
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字小禄1367番地 2 スマイル真203 石嶺壮一郎、那覇市字小禄1367番地 2 スマイル真203 石嶺由佳
- 5 検査済証番号 令和 8 年 8 月21日 N第1838号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 8 月 6 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年10月16日

沖縄県南部土木事務所長 川 上 呂 二

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 7 年10月 7 日 沖縄県指令南土第508号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波当原78番 3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字潮平34番地の 1 ファインビュー K201号室 高江洲海瑠、糸満市字潮平34番地の 1 ファインビュー K201号室 高江洲桃子
- 5 検査済証番号 令和 8 年 8 月19日 N第1840号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 7 月21日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 8 年10月16日

沖縄県立宮古総合実業高等学校長 船 越 秀 輝

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 小型実習艇 1 艇
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立宮古総合実業高等学校 宮古島市平良字下里280番地
- 3 落札者を決定した日 令和 8 年 8 月12日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社南西船舶 代表取締役 中村貴也 那覇市曙 3 丁目15番 6 号
- 5 落札金額 47,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和 8 年 6 月26日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第190号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第 1 項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

令和 8 年10月16日

沖縄県公安委員会

- 1 検定の種別、級、定員、実施期日及び場所

種別	級	定員	実施期日	場所
空港保安警備業務	1 級	10人	令和 9 年 2 月17日（水曜日） 午前10時から午後 5 時まで	那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県警察本部 8 階803会議室
	2 級	10人		

- 2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

(1) 1 級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (7) 警備業務に関する基本的な事項
- (4) 法令に関すること。
- (7) 乗客等の接遇に関すること。
- (5) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。
- (7) 空港に関すること。
- (7) 空港保安警備業務の管理に関すること。
- (7) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (7) 乗客等の接遇に関すること。
- (4) 手荷物等検査に関すること。
- (7) 空港保安警備業務の管理に関すること。
- (5) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 2 級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (7) 警備業務に関する基本的な事項
- (4) 法令に関すること。
- (7) 乗客等の接遇に関すること。
- (5) 手荷物等検査に関すること。
- (7) 空港に関すること。
- (7) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (7) 乗客等の接遇に関すること。
- (4) 手荷物等検査に関すること。
- (7) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

- (1) 1 級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

- (2) 2 級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

- (1) 受付期間 1 級及び 2 級の検定の受付期間及び受付時間は、令和 8 年11月 9 日（月曜日）から同月13 日（金曜日）までのそれぞれの日の午前 8 時30分から午後 4 時までとする。ただし、定員に達した場合

は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書

イ 添付書類

(7) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面

(4) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

(9) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

(3) 提出先

ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

(4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。

(5) 検定手数料 手数料16,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

6 その他

(1) 検定の当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察本部1階で、受付を終えること。

(2) 検定の当日は、受検票及び筆記用具を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。

(3) 検定の当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗入れを禁止する。

(4) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号098-862-0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の警察署の生活安全課

人事委員会事項

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年10月16日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則22号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第1条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地域外交統括監」を「平和推進統括監」に改める。

別表第1アの表6級の項及び7級の項中「審査指導監」を「審査指導監 早期返還対策室長」に改める。

（管理職手当に関する規則の一部改正）

第2条 管理職手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表2種の項中「地域外交統括監」を「平和推進統括監」に改め、同表4種の項中「審査指導監」を「審査指導監 早期返還対策室長」に改める。

（期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）

第3条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考1中「地域外交統括監」を「平和推進統括監」に改める。

（管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第4条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和48年沖縄県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正

する。

別表知事部局の項中「地域外交統括監」を「平和推進統括監」に、「審査指導監」を「審査指導監 早期返還対策室長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 8 年10月 1 日から適用する。

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第18号

収用しようとする土地 南城市玉城字喜良原喜良原402番 2

土地所有者 土地登記簿表題部所有者欄記載の名義人喜名喜昌共有持分11分の 1 について不明ただし、土地登記簿表題部所有者欄記載の名義人喜名喜昌又はその相続人 住所不明ただし、表題部住所 那覇市重民町 1 番地

土地所有者 土地登記簿表題部所有者欄記載の名義人山入端嘉雄共有持分11分の 1 について不明ただし、土地登記簿表題部所有者欄記載の名義人山入端嘉雄又はその相続人 住所不明ただし、表題部住所 那覇市字楚辺377番地

土地所有者 土地登記簿表題部所有者欄記載の名義人山入端莊仁共有持分11分の 1 について不明ただし、土地登記簿表題部所有者欄記載の名義人山入端莊仁又はその相続人 住所不明ただし、表題部住所 島尻郡玉城村字喜良原後ノ山入端

土地所有者 土地登記簿表題部所有者欄記載の名義人山入端喜徳共有持分11分の 1 について不明ただし、土地登記簿表題部所有者欄記載の名義人山入端喜徳又はその相続人 住所不明ただし、表題部住所 島尻郡玉城村字喜良原喜徳山入端

土地所有者 土地登記簿表題部所有者欄記載の名義人仲里タマツ共有持分11分の 1 について不明ただし、土地登記簿表題部所有者欄記載の名義人仲里タマツ又はその相続人 住所不明ただし、表題部住所 那覇市字寄宮81番地

土地所有者 土地登記簿表題部所有者欄記載の名義人喜名喜光共有持分11分の 1 について不明ただし、土地登記簿表題部所有者欄記載の名義人喜名喜光又はその相続人 住所不明ただし、表題部住所 島尻郡玉城村字喜良原新喜名

土地所有者 土地登記簿表題部所有者欄記載の名義人眞喜志ツル共有持分11分の 1 について不明ただし、土地登記簿表題部所有者欄記載の名義人眞喜志ツル又はその相続人 住所不明ただし、表題部住所 島尻郡玉城村字喜良原眞喜志小

土地所有者 土地登記簿表題部所有者欄記載の名義人（亡）古波藏東輝法定相続人（亡）古波藏ハル相続財産法人 沖縄県宜野湾市大山三丁目31番 1 号愛誠園

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第 3 項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けて下さい。

記

南城市道喜良原新里長作原線裁決申請等事件その 2 に係る令和 8 年 9 月10日付けの裁決書

（注意）上記書類を受領しないときは、令和 8 年11月 6 日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

令和 8 年10月16日

沖縄県収用委員会

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 沖縄自分史センター株式会社
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目288番地